

平成二十年二月十九日受領
答弁第五四号

内閣衆質一六九第五四号

平成二十年二月十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における幹部職員の管理と種々の不祥事を受けた意識改革に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出防衛省における幹部職員の管理と種々の不祥事を受けた意識改革に関する

質問に対する答弁書

一及び二について

防衛省においては、現在、幹部職員の居所の把握をより簡易に行い、緊急連絡の確実性を高めることを目的として、幹部職員用のいわゆるGPS機能が付いた公務用の携帯電話システムの導入について検討を進めているところであるが、現時点において、防衛省としてその導入について決定したわけではない。

三について

一及び二について述べたとおり、防衛省において、幹部職員用のいわゆるGPS機能が付いた公務用の携帯電話システムの導入について検討しているところであり、お尋ねの点についても検討しているところである。

四について

先般、守屋前防衛事務次官にかかわる問題が発覚したことを受け、同種事案の再発防止を図るための抜本的な意識改革を進めていくため、防衛省として次のとおり施策を講じたところである。

利害関係者や事業者等の定義、禁止行為、違反行為をした場合の懲戒処分の基準のポイント及び倫理に関する相談先等を分かりやすく記載した携帯用の「自衛隊員倫理カード」及び「国家公務員倫理カード」を作成し、すべての自衛隊員及び国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の適用を受ける防衛省職員（以下「自衛隊員等」という。）に配布して携帯を義務付けた。

また、自衛隊員等の職務に係る倫理の保持に関する意識の高揚を図るための取組を実施する期間として、平成二十年一月二十七日から同年二月二日までの間を平成十九年度自衛隊員等倫理週間と定め、倫理ビデオ等を用いた全自衛隊員等に対する教育、防衛監察監の講演及び企業向けパンフレットの作成・配布という昨年度までの倫理週間では実施しなかった新たな取組を実施した。

さらに、防衛省における不祥事案の発生防止と、自衛隊員等の法令遵守の認識を深めるために、秘密保全、個人情報保護、倫理保持等の自衛隊員等として普段から心掛けなければならないことを分かりやすく整理した「コンプライアンス・ガイダンス」を作成し、各機関・部隊等へ配布して周知を徹底するとともに、防衛省ホームページへの掲載も行って、防衛省・自衛隊において十分活用が図られるようにした。

防衛省としては、今後とも、内閣官房長官が開催する防衛省改革会議や防衛省内における議論・検討等

も踏まえ、不祥事の再発防止のための職員の抜本的な意識改革に継続的に取り組んでいくこととしている。